

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
38 愛媛県	202 今治市	38202	4500005004859	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 東予福祉会				
(8)主たる事務所の住所	愛媛県 今治市	朝倉南乙457番地			
(9)主たる事務所の電話番号	0898-56-3577	(10)主たる事務所のFAX番号	0898-56-3664		
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.toyo-fukushikai.com		(14)法人のメールアドレス	info@toyo-fukushikai.com	
(15)法人の設立認可年月日	昭和60年9月5日	(16)法人の設立登記年月日	昭和60年10月5日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上9名以内	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
青野 安久	社会福祉法人陽成会 監事	R3.6.17 ~ R7.6	1 有	1 有	1
菅 幹郎	農業	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1
杉野 大輔	社会福祉法人杉の子会 理事	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	1 有	1
田中 健司	株式会社まごころサポート今治 代表取締役	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	0
藤山 喜悟	藤山住宅株式会社 代表取締役	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1
村上 百合子	主婦	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1
渡辺 望	株式会社渡辺建設 会長	R3.6.17 ~ R7.6	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上8名以内	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0	1 特例有
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
後藤 浩文	1 理事長	平成29年6月21日	1 常勤	令和3年6月17日	朝倉作業所 施設長	2 無
	R3.6.17 ~ R5.6		3 施設の管理者		1 有	3 職員給与のみ支給
青野 映子	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月17日	株式会社フィールドブルー 代表取締役	2 無
	R3.6.17 ~ R5.6		4 その他		1 有	4 いずれも支給なし
白石 浩二	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月17日	株式会社三興商会 代表取締役	2 無
	R3.6.17 ~ R5.6		4 その他		2 無	4 いずれも支給なし
武内 寛	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月17日	たけうちクリニック 院長	2 無
	R3.6.17 ~ R5.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし
谷本 衣観	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月17日	高野山今治別院 僧侶	2 無
	R3.6.17 ~ R5.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし
日浅 修	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月17日	有限会社日浅鉄工 代表取締役	2 無
	R3.6.17 ~ R5.6		4 その他		2 無	4 いずれも支給なし

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-3)監事の任期	(3-4)監事の所轄庁からの再就職状況	(3-5)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
龍田 有仁	社会福祉法人龍門福祉会 理事長	R3.6.17 ~ R5.6	2 無	令和3年6月17日	3
村上 守	株式会社富士電子計算センター 代表取締役社長	R3.6.17 ~ R5.6	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	令和3年6月17日	3
			6 財務管理に識見を有する者(その他)		3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
				0
				0

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	1.0	常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	3	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	2
		常勤換算数	1.9	常勤換算数	0.1

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組①（地域の要支援者に対する相談支援）	相談窓口の開設	今治市朝倉地区
	障がいを持つ方やその保護者の方へ無料相談窓口を開設しています。	
地域における公益的な取組⑨（その他）	家庭でできるタオルの内職作業の提供	今治市朝倉地区
	就労や作業所へ通うことの困難な障がい者の方へお仕事を提供します。作業に応じて賃金をお支払します。	
地域における公益的な取組⑨（その他）	家庭でできるタオルの内職作業の提供2	今治市朝倉地区
	作業技能訓練としてもお仕事を提供します。作業に応じて賃金をお支払します。	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 （社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
☑事業報告	1 有
☑財産目録	1 有
☑事業計画書	1 有
☑第三者評価結果	3 該当なし
☑苦情処理結果	3 該当なし
☑監事監査結果	1 有
☑附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費 (円)	17,287,180
②施設・設備に係る公費 (円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	54,063,541
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	03 税理士
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	高田 勝人
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用 [年額] (円)	506,000
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	
	令和2年11月25日
	1 管理
	(1) 経理規程について
	経理規程が平成29年度版のモデル経理規程に基づき作成されているが、第11条に規定されている勘定科目の別表が作成されていない、第43条第1項に経理規程で規定されていない統括会計責任者の表記があるなどの不備が見受けられるので、内容を確認のうえ改正を行うこと。
	また、附則で別途定めることとされている利用者預り金管理規程、資金運用規程、情報公開規程の作成について検討を行い、法人の実情に応じて規程を整備すること。
	(2) 計算書類の注記について
	計算書類の注記のうち、有形固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高のうち、小計と合計欄に誤りがある。
	注記事項については、計算書類における金額を補足する資料であるため、諸帳簿に基づき適切に調製すること。
	(3) 契約事務手続きについて
	契約事務手続きについて、入札契約や随意契約を行う合理的な理由、予定価格の設定、見積もりを徴した業者の選定、見積もり提出依頼、仕様提示、見積もり合わせの結果等に関する意思決定の過程が不明瞭である。
	今後は、稟議書等を作成し意思決定の過程を明瞭にしたうえで、経理規程や決議事項・専決事項の規定を遵守し、適正な契約事務を行うこと。
②実施した改善内容	
	1 管理
	(1) 経理規程について
	現在の経理規程は、平成29年度版のモデル経理規程に基づき作成しており、当法人のような小規模法人には、実際の法人運用とのギャップが大きく、指摘事項も含め規程の改正を行うべき、内容を検討していたところ、今般「厚生労働省より「小規模社会福祉法人向け経理規程例」が示されたので、本経理規程例を参考に別添のとおり経理規程の改正を行う。
	なお、改正後の経理規程（案）については、令和3年3月に開催予定である理事会において、改正の経緯並びに改正点等を説明報告し、承認いただく。
	(2) 計算書類の注記について

上記指摘事項に関しては、当法人が計算関係書類の作成等、会計業務を委託しているところの誤りではあるが、当方の確認不足であったことを反省し、今後はこのような単純なミスのないよう確認作業を徹底し、正確な資料の作成に努める。
については、事務所に備置く閲覧書類の中の誤った計算書類の注記を正しいものと差し替えのうえ保存する。
(3) 契約事務手続きについて
上記指摘事項に関しては、別添の稟議書「物品購入（修繕）伺」を作成し、今後、契約事務手続きの際には、意思決定の過程を明瞭にしたうえで、経理規程や決議事項・専決事項の規定を遵守し、適正な契約事務を行うよう努める。
尚、今般の指摘事項については、令和3年3月に開催予定の理事会及び令和3年定時評議員会において改善状況と併せて、理事長より報告する。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称